平成２８年度第１回審議会資料Ｎｏ．３

子ども・子育て支援新制度（子ども・子育て関連３法）の概要

**１．子育てをめぐる現状と課題**

●急速な少子化の進行

●結婚・出産・子育ての希望がかなわない現状

　独身男女の約９割に結婚意志はある。希望子ども数は２人以上。

●子ども・子育て支援が質、量ともに不足

●子育ての孤立感と負担感の増加

●深刻な待機児童問題

●放課後児童クラブの不足

●３０歳代で低い女性の労働力率

●子育て支援の制度・財源の縦割り

●地域の実情に応じた提供対策が不十分

解決策

　　国において、これら子育てをめぐる課題を解決し、子どもと子育て家庭を応援する社会を実現するため、

***子どもの教育・保育、子育て支援を総合的に進める新しい仕組みを目指す***

　　　　平成２４年８月　　「子ども・子育て関連3法」が成立

　　　　平成２７年度～　　「子ども・子育て支援新制度」の施行

**※子ども・子育て関連３法**

◎子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号）

◎就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を

改正する法律（平成２４年法律第６６号）　⇒　内容は、認定こども園に関する法律

◎子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の

推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

（平成２４年法律第６７号）　　　　　以上の法律を指している

**２．子ども・子育て支援新制度で目指していること**

**対**

**策**

地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実

保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善

質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供

全ての家庭を対象とした、地域ニーズに応じた多様な子育て支援の充実（学童クラブ、延長保育など）

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ『認定こども園』の普及

**新**

**制**

**度**

**施**

**策**

地域のニーズを踏まえた、認定こども園や保育所等の計画的な整備

少人数保育など多様な保育形態の充実

**■主なポイント**

**◆幼稚園、保育園、認定こども園を通じた共通の給付（支援法では「施設型給付」という名称）及び小規模保育等への給付（支援法では「地域型保育給付」という名称）の創設**

　　　⇒　これまでは幼稚園は私学助成金（文部科学省）、保育所は保育所費国庫負担金（厚生労働省）であったものを原則、施設型給付として一本化。

　　　　　また、定員20名以下の小規模保育所などは、これまでは認可されなかったが、市町村の認可事業とした上で、地域型保育給付として給付対象とすること。

　　　※岡谷市の幼稚園は、従前の私学助成金を選択し、運営しています。

**◆認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）**

　　　⇒　これまで文部科学省、厚生労働省に所管が分かれていたものを、認可・指導監督を一本化。既存の幼稚園や保育所からの移行は義務付けず、政策的に移行を促進する。

　　　　※認定こども園とは

　　　　　　平成18年から制度がスタート、幼稚園と保育所の両機能を提供する施設で、両方の認可を受けたものを幼保連携型認定こども園と言う。まだ、全国的に普及しておらず、長野県では１６園程となっている

**◆地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実**

　　　⇒　放課後学童クラブや延長保育など、13事業となっており（支援法では「地域子ども・子育て支援事業」という名称）、計画を策定することで、これらの事業が国の助成対象（子ども・子育て支援交付金）となる。

　【イメージ】

**子ども・子育て支援法に基づく給付・事業の全体像**

**子ども・子育て支援給付**

◆施設型給付

　認定こども園、幼稚園、保育所

◆地域型保育給付

　小規模保育、家庭的保育等

◆児童手当

**地域子ども・子育て支援事業**

◆利用者支援、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、乳児家庭全戸訪問事業等

◆延長保育、病児・病後児保育

◆放課後児童クラブ

◆妊婦健診　　など13事業

**３．市町村の役割**

○新制度の実施主体として、地域のニーズに基づき「子ども・子育て支援事業計画」を策定、給付と事業を実施

○地方版「子ども・子育て会議」を設置（子育てに関わる様々な立場の人が計画策定から参加・関与。本市では、子ども・子育て支援審議会。）

○「子ども・子育て支援事業計画」に基づいた計画の実行。

○子ども・子育て支援審議会等による点検、評価

**４．子ども・子育て支援事業計画**

5年間の計画期間における幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援

についての需給計画

**○教育・保育の提供区域の設定（岡谷市では全域を１区として設定）**

**○幼児期（0～5歳）の教育・保育の**

**《量の見込み》　　　　　　　　　　《確保の内容》**

　①保育を利用せず学校教育のみ  幼稚園・認定こども園で確保

　②保育の必要性あり（３～５歳） 保育所・認定こども園で確保

　③保育の必要性あり（０～２歳） 保育所・認定こども園、

地域型保育事業で確保

**○地域子ども・子育て支援事業の《量の見込み》《確保の内容》**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　それぞれの**《実施時期》**

**○幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容（認定こども園の設置数）**

**などを策定。**

不足がある場合は整備

（○年度に○名分など）

（参考）

　岡谷市　子ども・子育て支援事業計画（計画期間：平成２７年度～平成3１年度）

　　　平成２５年度　ニーズ調査（需要量の調査）

　　　　　　　　　　調査対象　小学校３年生以下の子どもを持つ保護者

配布数　　2,672（回収数2,109　79.0％）

　　　平成２６年度　計画策定（第３次児童育成計画とともに策定）

　平成２７年度～平成３１年度

**５．その他基本的事項**

**■認定**

子ども・子育て支援新制度では、必要な給付が受けられるよう、就学前の子どもに対して、保育の必要性を認定（１号～３号　⇒　認定証の交付）、給付を支給する仕組みとなっております。ただし、給付は施設が法定代理受領することとなり、個人に給付が渡るものではありません。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 子どもの認定 | 施設型給付 | 地域型保育給付 |
| １号（教育認定） | **幼稚園、**認定こども園 | - |
| ２号（保育の必要性あり  ：3歳-5歳保育認定） | **保育所、**認定こども園 | 小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育  （原則0-2歳） |
| ３号（保育の必要性あり  ：0歳-2歳保育認定） | **保育所、**認定こども園 |

　また、保育の必要性の認定にあたっては、以下の３点が基準となっております。

①事由　　　…　・保護者の就労

　　　　　　　　・　〃　　疾病、障がい

　　　　　　　　・　〃　　妊娠、出産

　　　　　　　　・　〃　　看護、介護

　　　　　　　　・　〃　　災害復旧

　　　　　　　　・　〃　　求職活動

　　　　　　　　・　〃　　修学、職業訓練

　　　　　　　　・　〃　　虐待、ＤＶ　など

②区分　　　…　保育の必要量

　　　　　　　　生活実態に基づき、下記の２区分により認定

　　　　　　　　・保育標準時間（１１時間保育）

　　　　　　　　　両親とも１２０時間/月以上の就労等（フルタイムを想定）

　　　　　　　　・保育短時間　（８時間保育）

　　　　　　　　　両親とも４８時間※/月以上の就労等（パートタイムを想定）

③優先利用　…　ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等に適用

　※４８時間は、岡谷市の基準であり、４８時間～６４時間の間で各市町村が設定しております。